

第 3 章

施策の展開

基本目標 1 男女平等の意識づくり

主要課題（1）家庭・地域への啓発活動の推進

男女共同参画社会基本法第3条によると、「男女共同参画社会の形成は……男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」とされています。男女共同参画社会の実現のため、すべての町民がお互いの人権を尊重しながら、ともに生きる社会をめざして、さまざまな取組を進めていくことが必要です。

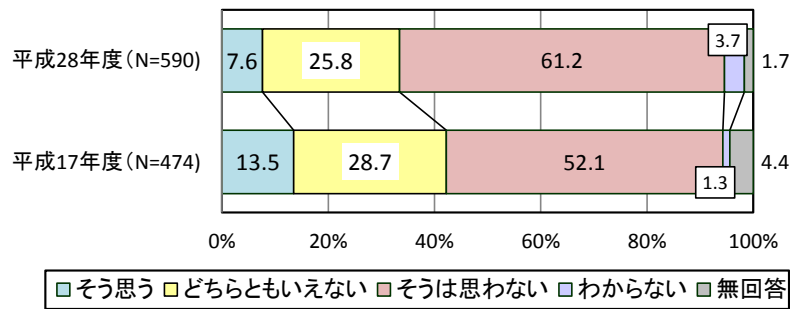
近年では、女性の社会進出や法制度面の整備が進み、男女が対等な立場で活躍できる環境が整備されつつありますが、社会全般を見ますと、いまだに固定的な性別役割分担意識や、男女の待遇に差がある状況も残されています。

平成28年度の「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」（以下「住民意識調査」という。）によると、『男は仕事、女は家庭』という性別役割分担意識に対しては否定的な意見を持つ人が約6割にのぼり、前回調査と比較すると徐々にそう考える人が増えています。しかし、さまざまな場面での男女の平等感についての調査結果を見ると、現実には、「いまだに全体としては男性の方が優遇されている」と認識されていることが浮き彫りになっています。

男女共同参画社会の実現には、家庭、職場、地域社会などさまざまな場において、男女が対等な立場で、ともに協力しあっていくことが必要です。そのためには、一人一人がそれぞれの意思と能力に基づいて、のびのびと活躍できる環境の整備が重要な要素であり、家庭や地域社会など、広く男女共同参画の意識啓発を行っていくことが大切です。

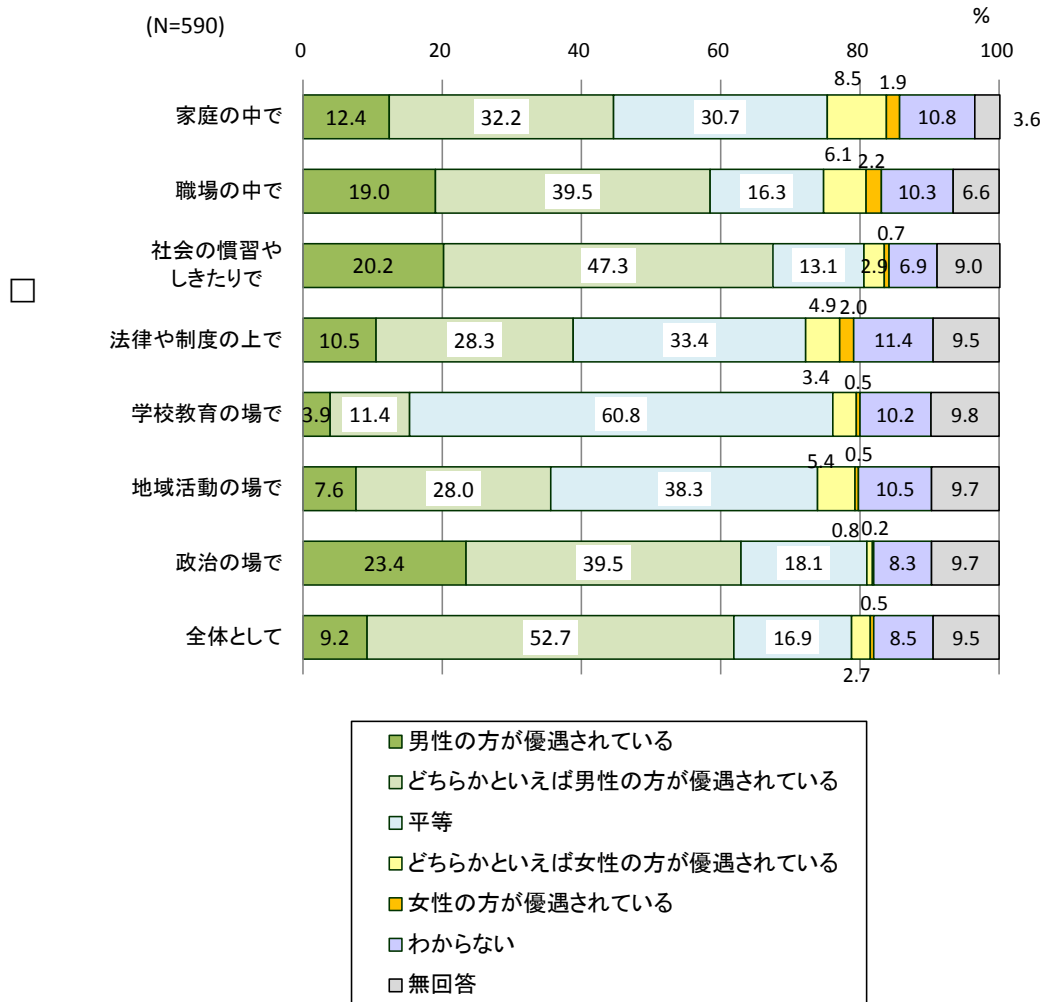
また、すべての人が自分らしく生きられる社会を目指して、今後はLGBT（※）の人々への理解を深める意識啓発も必要となります。特に、性同一障害の方への配慮のあり方について考えていくことは、喫緊の課題といえます。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

■ 男女の平等感



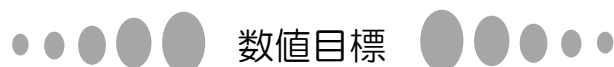
資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

施策の方向① 人権尊重に関する広報・啓発の充実

具体的施策名	事業内容	担当課
人権尊重に関する学習・啓発活動の実施（新規）	人権尊重、男女平等、男女共同参画の意識づくりを推進し、お互いを認めあえる社会の実現に向けて、人権に関する学習・啓発活動を実施します。	総務課 生涯学習課
性の多様性に対する理解の促進（新規）	性自認や性的指向により差別されることなく、誰もが自分らしく生きられるように、LGBTの理解の促進を図ります。	総務課 生涯学習課

施策の方向② 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

具体的施策名	事業内容	担当課
男女共同参画の理解のための啓発活動の実施	男女共同参画に関する町民の関心呼び起こすため、男女共同参画推進協議会との連携等により、男女共同参画のための講演会、講座や研修会を開催します。 ■情報誌「かがやき」発行 ■講演会・講座・パネル展の実施	総務課 生涯学習課
多様な機会と媒体による広報	広報おがわや町ホームページなど多様なメディアを活用した効果的な広報活動を行います。	総務課
男女共同参画の視点に立った広報	小川町の作成する印刷物やホームページの記事については、男女共同参画の観点に立って、表現、内容に対して十分な配慮を行います。 ■県が作成している「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の職員への周知	総務課
男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	男女平等の考え方や、子どもの性教育、性別しつけの問題など、新しい時代に対応した家庭教育のあり方について、父親・母親の別なく、ともに学習する機会と学習成果を発表する機会の提供・充実に努めます。 また、子どもを男らしさ、女らしさの枠にはめることなく、一人一人の個性と能力を伸ばしていくことのできる家庭教育の重要性を啓発していきます。 ■保護者への啓発 ■教育・保育関係者への啓発	学校教育課
男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進	各種の生涯学習の機会を積極的に提供するとともに、男女共同参画の視点から講座・教室などの内容の充実と多様化を進めます。	生涯学習課

 数値目標

指標名	担当課	現状値 (平成 28 年 度)	目標値 (平成 33 年度 末)
固定的な性別役割分担に同感しない人の割合 【住民意識調査】 『男は仕事、女は家庭』という考え方について「そうは思わない」と答える方の割合	全庁	61.2%	70%

主要課題（2）男女共同参画の視点に立った教育の推進

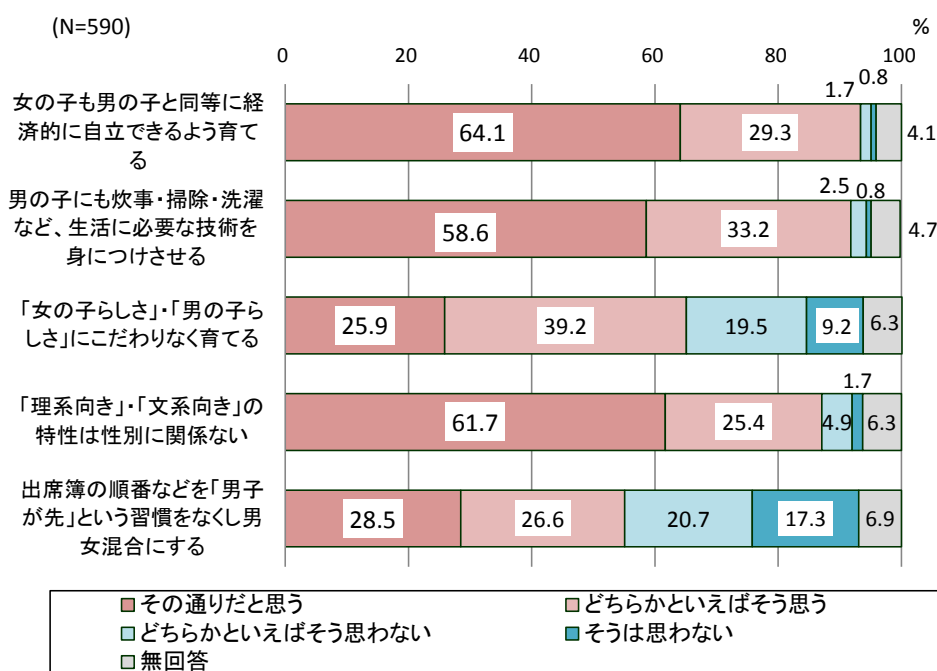
男女共同参画社会を実現するには、子どもの頃からの男女平等意識の醸成や性別にこだわらずに子どもの健全な成長を支えていく教育の更なる充実が重要といえます。

平成28年度の「住民意識調査」の子どもの教育・しつけについての意識では、「女の子も男の子と同等に経済的に自立できるように育てる」、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」、「『理系向き』・『文系向き』の特性は性別に関係ない」の項目では肯定的な考え方を示す人が8割を超えており、将来の生きる技術を身に付けることや進路選択については性別に関係なく教育を行いたいという意識があらわれています。また、学校運営においては、「男女平等の意識を育てる授業をする」ことを約半数の人が要望しています。

こうしたことから、学校の行事や慣行、習慣、進路指導等の中に、「男の子らしさ、女の子らしさ」にこだわった視点につながるものがないかどうか、常に点検していく体制が必要です。

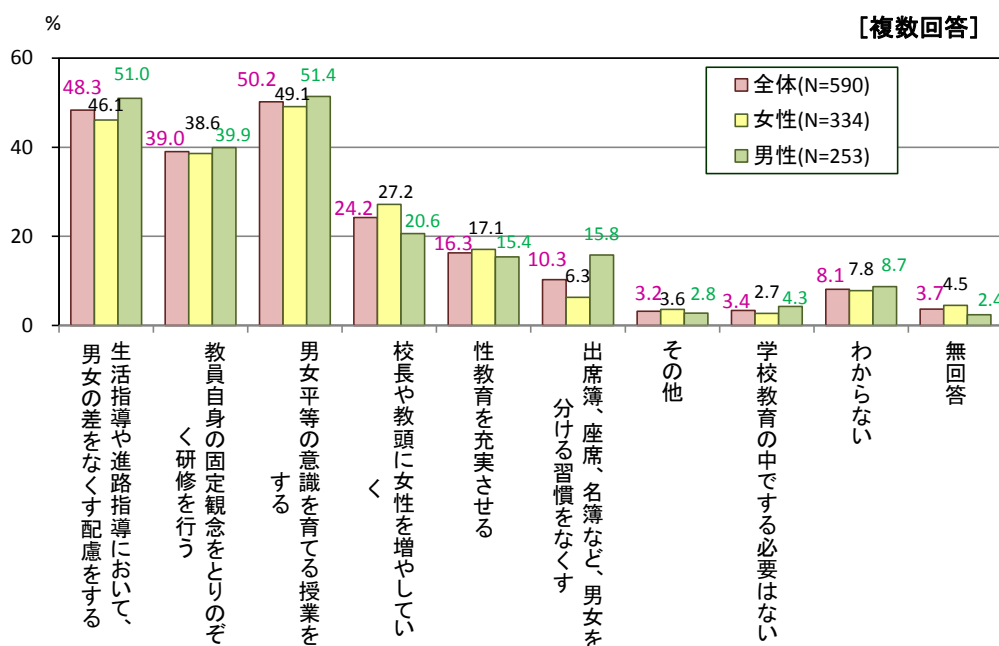
また、学校運営に携わる教職員の意識啓発、研修等を通じて、人権尊重、男女共同参画の視点に立った教育を推進する環境の整備が必要です。

■子どもの教育・しつけに関する考え方



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

■学校で取り入れてほしい男女共同参画の視点に立った教育



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画の考え方をもとにした、教育内容の充実を図ります。 ■学校生活全体を男女平等の視点で点検します。 ■人権尊重の精神に立ち、男女平等意識を高める教育を推進します。 ■一人一人の個性や能力を發揮し、自らの意志によって行動できる児童生徒の育成を図ります。	学校教育課
教職員の男女共同参画意識の向上	男女共同参画の視点から、教職員に対する情報提供と研修機会の充実を図り、教育関係者の資質の向上に努めます。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	男女の固定的な役割分担に捉われず、個人の個性や能力に応じた進路選択ができるよう、進路指導の充実に努めます。	学校教育課

基本目標2 男女がともに活躍できる社会づくり

主要課題（1）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

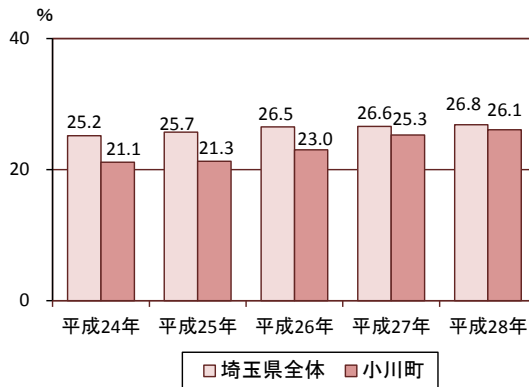
男女が個々の意欲や能力を活かして、ともに参画していく環境を整備するには、政策・方針を決定するメンバーに、男性女性の双方が含まれている必要があります。

町の重要な政策を決定する審議会（※）の委員のうち、女性の委員が占める割合は平成17年4月時点で19.5%でしたが、平成24年には21.1%、平成28年には26.1%と、順調に伸びていますが、目標とする30%にはいまだ到達していない状況です。また、行政区長や自治会長に占める女性の割合は平成28年4月時点でも1人と、性別の偏りが極めて大きい現状にあります。こうしたことから、引き続き審議会委員や行政区長等における女性登用の促進のために意識啓発をはじめとしてさまざまな取組を行っていく必要があります。

従来から、町では女性職員の職域拡大と登用促進に取り組んできましたが、平成27年8月に成立した「女性活躍推進法」第15条に基づいて「小川町女性職員活躍推進行動計画」を策定し、これまで以上に計画的に取り組む体制の整備を図っています。

計画の推進を通じて、女性職員が継続的にキャリアを積み、女性の管理職がより多くなるような環境づくりを進めます。また、男女の職員がともにワーク・ライフ・バランスを充実し、働きやすい職場環境づくりを推進します。

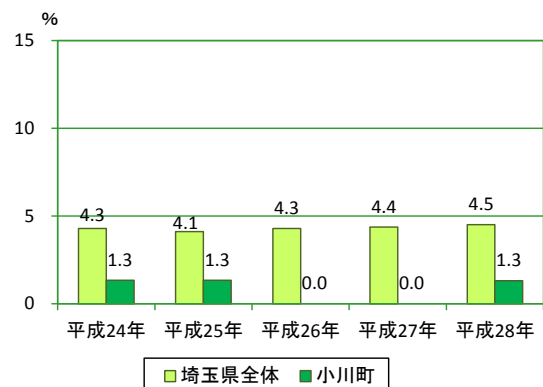
■ 審議会等委員に占める女性の割合



(各年4月1日現在)

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

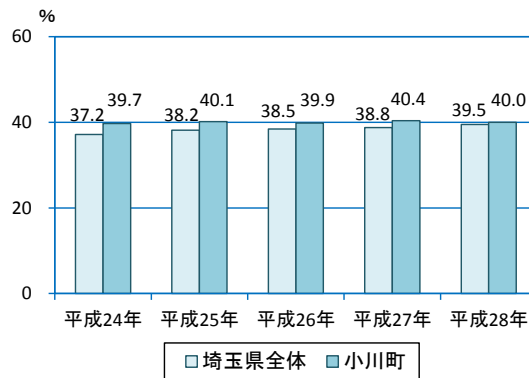
■ 行政区長・自治会長に占める女性の割合



(各年4月1日現在)

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

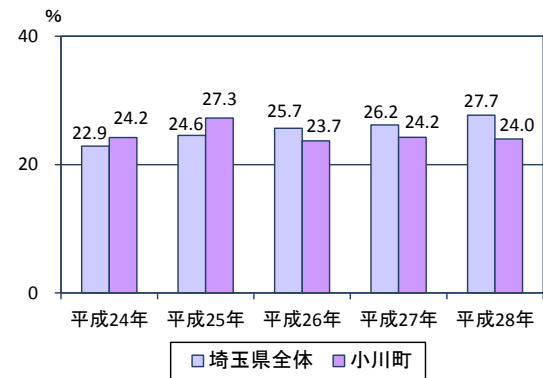
■ 職員に占める女性の割合



(各年4月1日現在)

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

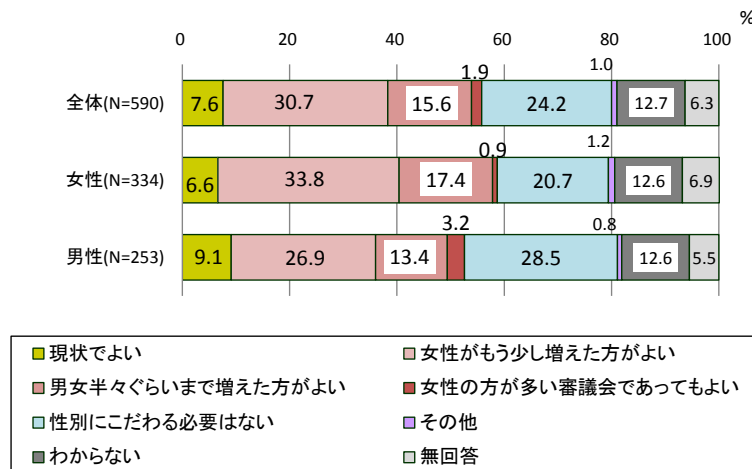
■ 係長級以上の役付職員に占める女性の割合



(各年4月1日現在)

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

■ 町の審議会などの委員に占める女性の割合についての意識



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

施策の方向① まちづくりへの女性の参画の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
町の審議会等への女性の活用促進	まちづくりを検討する審議会等、行政への女性の参画を促進します。平成34年3月までに女性委員比率30%を目標とします。構成委員の性別の偏りが大きい審議会等については、委員の改選時に、女性委員の構成割合の向上に向け、各課で委員の選出母体について検討します。	全庁
審議会等委員における男女比率の調査・管理	女性委員登用状況を毎年1回調査し、構成委員の性別の偏りが大きい審議会等を所管する課にはヒアリングを実施します。	総務課
女性登用のための指針の作成	審議会等委員の改選時に、「男女比」に配慮することとする指針を作成します。	総務課
公募方式の推進	公募方式の充実を図り、審議会等への女性の参加を促進し、町政へ女性の意見を反映させます。	防災地域支援課
「女性人材リスト」の研究（新規）	審議会等の委員をはじめ意思決定の場に参画することのできる女性の人材を把握するため、「女性人材リスト」を導入している他自治体の調査を進めます。	総務課

施策の方向② 地域・団体・企業などにおける男女共同参画の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
地域・団体における方針決定の場への男女共同参画の促進	行政区、自治会、地域活動の組織（PTA・民生委員など）、商工会や農業委員会等の方針決定の場へ女性の参画について啓発を行い、女性が発言しやすい環境づくりへの協力を依頼します。また、女性役員が多い団体については、男性の参画について同様に協力を依頼します。 ■区長会における啓発	防災地域支援課 学校教育課 健康福祉課 にぎわい創出課 環境農林課 関係各課
企業におけるポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）（※）の促進	町内企業に対して、女性の管理職登用など、ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）に関する情報提供に努めます。	にぎわい創出課

施策の方向③ 町の女性職員の職域拡大と登用促進

具体的施策名	事業内容	担当課
男女平等の職場づくりと女性職員の働きやすい職場環境の整備	職場における男女平等の重要性や、管理職による性別にとらわれない女性職員の能力評価などについての研修会を実施するとともに、「小川町職員ハラスメント防止要綱」に基づくセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止対策や女性の健康対策の充実など、女性の働きやすい職場環境の整備に努めます。また女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法（※）による特定事業主行動計画（以下、「行動計画」という。）に基づき、男女ともにワーク・ライフ・バランスを推進するため、女性職員だけでなく、男性職員の育児休業取得を促進します。	総務課
女性職員の職域拡大と積極的な登用の推進	「行動計画」に基づき、女性職員が出産等のライフイベントを経験しつつ、キャリアを順調に重ねられるよう、職業能力向上支援と職域の拡大を推進し、あわせて女性職員が管理職を目指しやすい環境づくりを推進します。	総務課

●●●●● 数値目標 ●●●●●

指標名	所管課	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度末)
審議会等における女性委員の割合	全庁	26.1%	30%
女性の意見や考え方が町の政策に反映されていると答える人の割合 【住民意識調査】 反映されている+ある程度反映されている	全庁	28.8%	50%
地区の女性役員の数	防災地域支援課	5.7% (488人中28人)	10%

主要課題（2）働く場における男女共同参画の推進

女性活躍推進法の施行に伴い、市町村に対しては、当該区域内（町内）における女性の職業生活の活躍推進に関する施策についての計画（推進計画）を定めることが努力義務とされました。

これまで、男女雇用機会均等法等の法整備などを通じて、職場における男女の待遇の差を縮小させる取組が続けられてきました。その結果、女性の職域拡大や労働力率の増加など、女性の社会進出は確実に進んできたといえます。

しかしながら、平成28年度の「住民意識調査」からは、依然として、採用・職種・賃金・昇進等の面において、男女に違いや差があるという意見が多くあげられています。

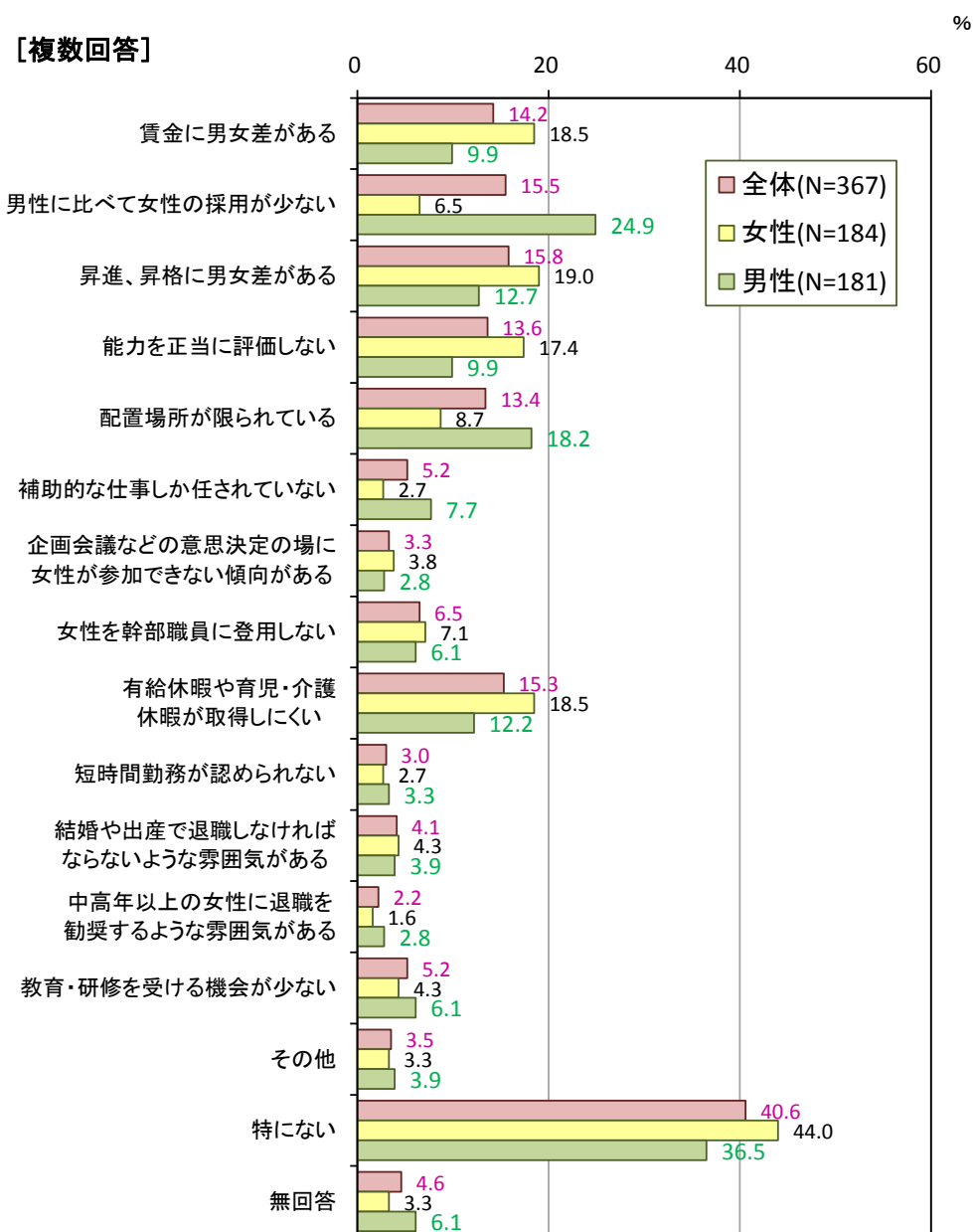
働く場において、女性が男性と対等に働き、活躍するためには、職種や賃金において男女の分け隔てなく採用・配置され、継続して働き、順当に経験を積んで昇進することができるような環境づくりが必要とされています。

本町における「働く場」としては、家族経営による経営体が大きな割合を占めている業種もあります。家族経営の場合、家事と業務が混然として、女性の役割が評価されづらいケースもみられることから、こうした状況の解消に向けた取組も必要とされています。

また、全国的に見ても有名な有機農業は、小川町の特色の一つです。この有機農業を営む農家をはじめ、本町の農家の中から、従来の家族経営型の農業とは異なる農業法人等による取組があらわれてきています。今後も従来とは違う形で農業経営に関わる女性が増えてくることが予想され、新たなニーズに合わせた支援のあり方が必要となります。

さらに、女性の労働者の場合、出産・育児のために一時仕事を辞め、育児が落ち着いてから再就職の道を選ぶ人も少なくありません。「再チャレンジ」の形として起業を選ぶ人もいます。職業能力開発や就業に関する情報提供、起業のための支援などさまざまな「再チャレンジ」を支援する取組が期待されます。

■ 仕事の内容や待遇面における男女格差



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

施策の方向① 働く場における男女平等の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
男女雇用機会均等法などの普及啓発の推進	男女雇用機会均等法や労働基準法（※）などの内容を普及させ、雇用における男女平等を推進するために、国、県、各種団体などと連携しながら啓発を行います。	にぎわい創出課
パートタイム・派遣労働者の労働条件の改善	パートタイム労働法（※）・労働者派遣法（※）などの内容を普及させるために、国、県、各種団体などと連携しながら啓発を行います。	にぎわい創出課
家族経営協定（※）の普及啓発	農業分野において家族一人一人の役割と責任を明確にし、女性が生き生きと働き、能力が発揮できるようにするため、家族経営協定の締結を促進します。	環境農林課

施策の方向② 女性の就業、チャレンジ支援

具体的施策名	事業内容	担当課
女性の職業生活における活躍推進のための庁内推進体制の整備（新規）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（平成27年9月25日閣議決定。以下「女性活躍推進基本方針」という。）（※）に基づき、女性の職業生活における活躍推進のための庁内連絡会議を設置します。設置にあたっては、今後同じく設置を予定している本プランの総合的推進体制（後掲 68、69 ページ）と同一のものとします。	総務課 にぎわい創出課
地域の実情及び住民のニーズの把握（新規）	「女性活躍推進基本方針」に基づき、地域の実情や、住民のニーズについて、平成30年度末までに把握します。	にぎわい創出課
就業のための情報提供	職業能力開発のため、関係機関等との連携を強化しながら、就職情報の提供や各種資格・技術の取得のための情報の収集と提供に努めます。	にぎわい創出課
再就職・再雇用の普及啓発の促進	女性の再就職の機会を増やすために、再雇用制度を普及させる啓発を推進します。また、県が行う再雇用支援サービスの普及を図るため、商工会等と連携し、企業等へのPRを進めます。	にぎわい創出課
女性の創業支援（新規）	「創業・ベンチャー支援センター埼玉」や商工会・移住サポートセンター（※）等と連携して、創業希望者や創業したばかりの人に対して、情報提供や相談機能の充実を図ります。	にぎわい創出課

女性農業者への経営力向上支援	県農林振興センターと連携し、女性農業者の経営力向上に関する研修や商品開発支援のための情報を提供します。	環境農林課
----------------	---	-------

● ● ● ● ● 数値目標 ● ● ● ● ●

指標名	担当課	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度末)
職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合 【住民意識調査】 男女平等感『職場の中で』について、「平等」と答える人の割合	にぎわい創出課	16.3%	40%
「理想の働き方」と「現実の働き方」が一致している女性の割合 【住民意識調査】 「理想の働き方」と「現実の働き方」が一致している女性の割合 (クロス集計)	にぎわい創出課	29.5%	50%

主要課題（3）仕事と生活を両立させるための支援

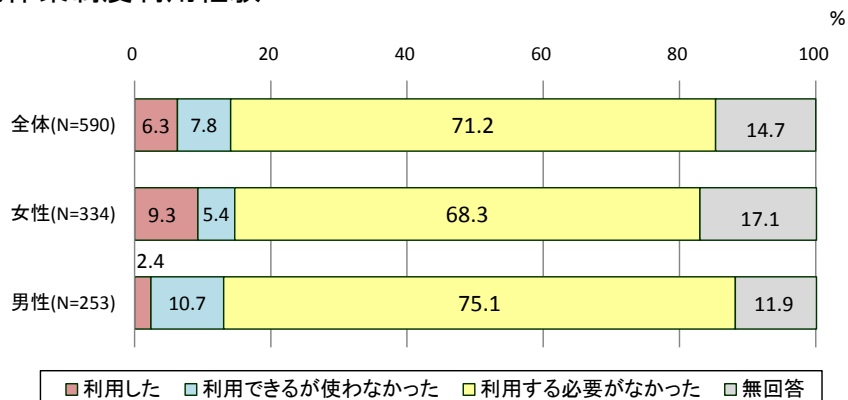
女性活躍推進法の基本原則の中では、「家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ」職業生活における活動を行うことが掲げられています。

急速な少子高齢化の進展及び国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくには、これまで以上に女性や高齢者の労働力を活用する必要があり、そのためには男女を問わず仕事と生活の両立が不可欠であるといえます。

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれる人が少なくなったとはいえ、平成28年度の「住民意識調査」による家庭における男女の役割分担をみても、料理や洗濯、掃除、育児、介護は依然として女性が担っている家庭が多いという実態が明らかになっています。そのような性別役割分担意識は、男性の育児休業取得率の低さにもあらわれています。

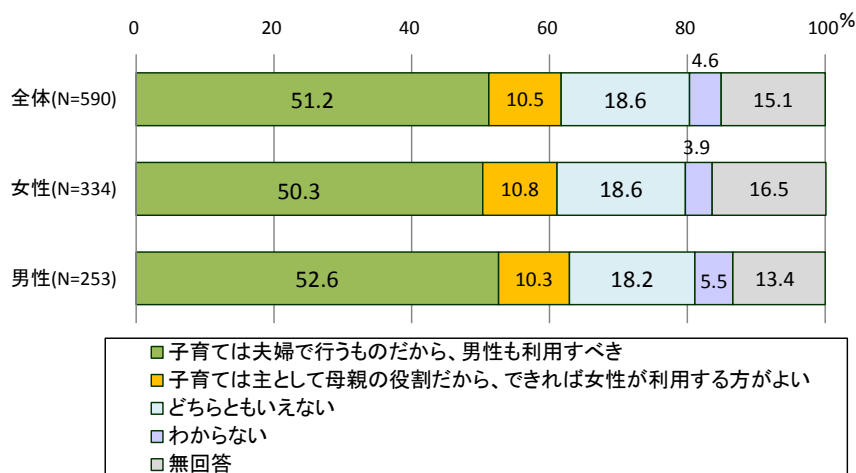
仕事と生活を両立させるためには、男女がともに責任を担っていくことと、そのための環境を整備することが必要不可欠な条件といえます。

■ 育児休業制度利用経験



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成 28 年度）

■ 男性の育児休業取得に対する意識



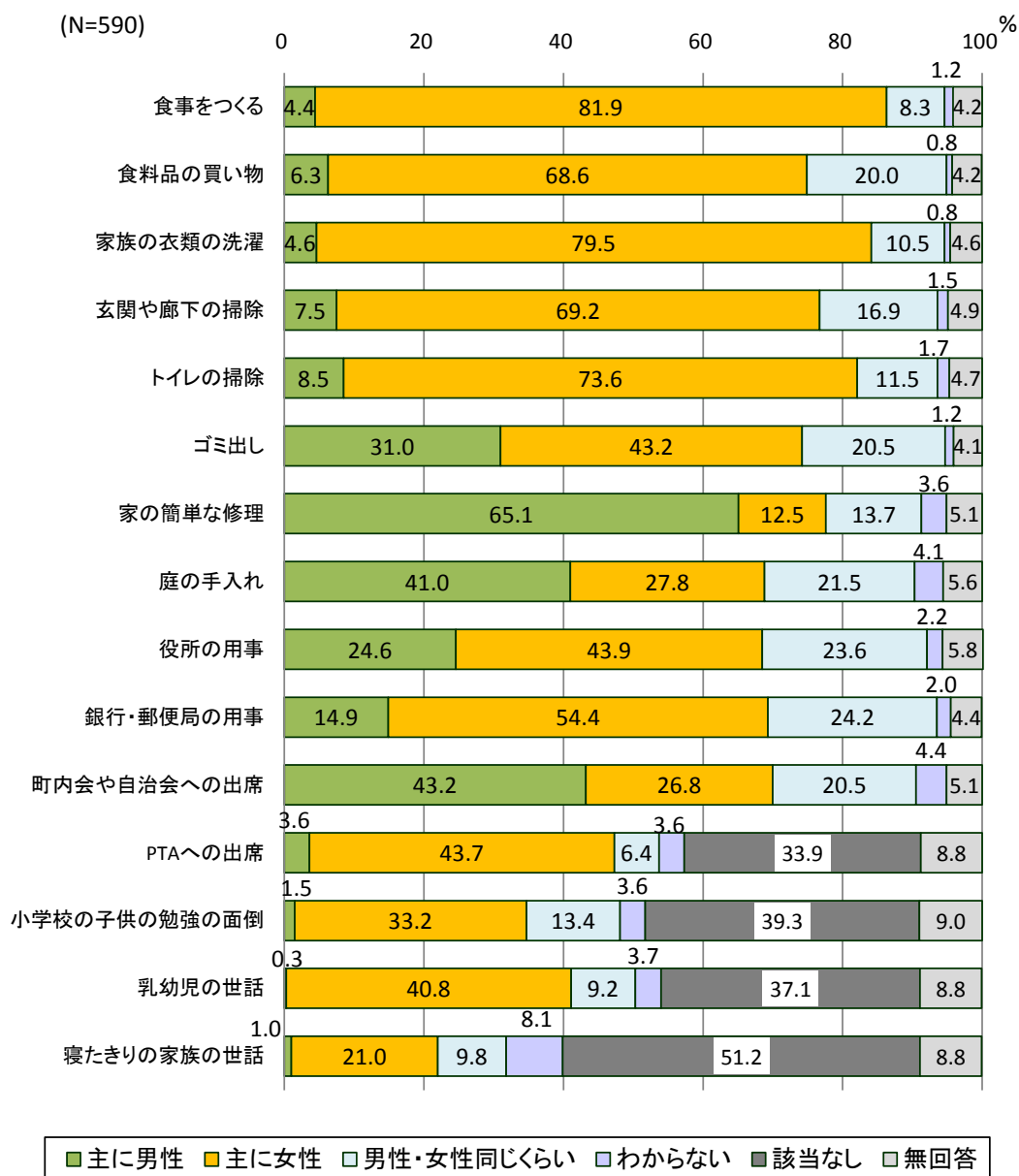
資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成 28 年度）

■ 両親学級（ママ・パパ教室）の参加者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延（実）人員 ママ	58 (24)	46 (21)	51 (22)	45 (22)	41 (18)
延（実）人員 パパ	30 (19)	21 (17)	17 (17)	14 (14)	15 (12)
合計 延（実）人員	88 (43)	67 (38)	68 (39)	59 (36)	56 (30)

資料：小川町健康福祉課

■家庭における男女の役割分担の実態



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

施策の方向① 育児休業・介護休業を取りやすい環境の整備

具体的施策名	事業内容	担当課
「働き方改革」の促進	家庭生活、子育て、地域生活等多様な価値観に基づいたワーク・ライフ・バランスの実現が可能となり、男女の労働者が無理なくキャリアを重ねていけるように、「育児短時間勤務制度」の導入や労働時間短縮についての啓発等を行い、町内企業に「働き方改革」の促進を働きかけていきます。	にぎわい創出課
育児休業制度の普及啓発	育児休業制度や育児休業給付の普及を図るため、商工会との連携等により町内事業所への働きかけを行うとともに、広報等による制度の周知を行います。	子育て支援課 にぎわい創出課
介護休業制度の普及啓発	介護休業制度の普及と定着を図るため、商工会との連携等により町内事業所への働きかけを行うとともに、広報等による制度の周知を行います。	にぎわい創出課

施策の方向② 男性の家事・育児・介護参加の促進

具体的施策名	事業内容	担当課
男性の家事・育児・介護参加の機運づくり（新規）	仕事中心の働き方を見直し、男性の家事・育児・介護参加の機運を高めるため、町が発行する広報や各種冊子、ホームページにおいて、さまざまな機会を捉えて男性の家事・育児・介護参加についての記事を掲載します。 ■広報おがわにおける「イクメン」(※)、「カジメン」(※)等の紹介	総務課 子育て支援課 生涯学習課 健康福祉課 長生き支援課
男性がともに家事・育児・介護を担うための講座の開催	仕事中心の働き方を見直し、男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、これらに関する各種講座等を開催します。その内容や実施については、男性の参加しやすいものとなるよう配慮します。 ■両親学級（ママ・パパ教室）の開催（健康福祉課） ■子育て講座の開催（子育て支援課） ■公民館講座等の開催（生涯学習課） ■家庭介護教室・認知症サポーター講座の開催（長生き支援課）	健康福祉課 子育て支援課 生涯学習課 （公民館） 長生き支援課
男性の地域活動への参加促進（新規）	NPOやボランティア団体など、地域のさまざまな団体活動に関する情報提供を行い、参加を促進します。	防災地域支援課

施策の方向③ 子育てをしやすいまちづくり

具体的施策名	事業内容	担当課
保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、町内保育園の特色を生かしながら延長保育・一時保育・土曜日保育・障害児保育等の推進を図ります。	子育て支援課
放課後子ども総合プラン（※）の推進	昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るとともに、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、放課後児童クラブ（※）及び放課後子供教室（※）への支援を行い、運営の充実を促進します。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
こども医療費助成の充実	子育てをする保護者の支援を充実させるため、医療機関における窓口払いが不要となる協定医療機関の拡大に努めます。	子育て支援課
各種子育て支援サービスの充実	町における子育て支援体制を充実させるため、さまざまな事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ■情報提供体制の整備 ■相談体制の充実 関係機関と緊密に連携し、支援にあたります。 ■子育て支援関連施設の充実 ■子育てサークルの支援 ■保育園における一時預かりの充実 保護者の就労形態の多様化や、疾病等による緊急時の保育、保護者の育児疲れ解消などに対応して行います。 ■ファミリーサポートセンターの充実 育児の援助を行いたい方と受けたい方がお互い会員となって、育児の援助活動を行います。 	子育て支援課
子ども会活動などの充実	地域における子どもの活動の活発化を図るため、子ども会への活動助成や指導者の養成を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ■リーダー研修会の開催 	生涯学習課
子育てにやさしい公共的施設の整備	公共施設については、子どもに配慮してベビーキープのあるトイレやおむつ替えシート、授乳スペースなどを整備します。また、アセット・マネジメント（※）推進に伴う施設の新築・改修の際は、子育てにやさしい施設整備について十分な検討を図ります。	政策推進課 関係各課

具体的施策名	事業内容	担当課
講演会等における 託児サービスの充 実	町が催す講演会・セミナー等の各種事業における託児 サービスを充実させます。	関係各課


 数値目標

指標名	担当課	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年 度末)
男性の育児休業制度利用に関する意識 【住民意識調査】 男性が育児休業制度を利用することについて、「男性も利用すべき」と答える人の割合	子育て支援課 にぎわい創出課	51.2%	70%
ワーク・ライフ・バランスの認知度 【住民意識調査】 男女共同参画に関する言葉について、『ワーク・ライフ・バランス』の「内容を知っている」と答える人の割合	にぎわい創出課	23.9%	50%
男性の家事・育児・介護参加の機運づくりのための広報回数	総務課 子育て支援課 生涯学習課 (公民館) 健康福祉課 長生き支援課	集計数値なし	関係各課あたり 年2回以上
男性がともに家事・育児・介護を担うための講座の開催数	子育て支援課 健康福祉課 長生き支援課	集計数値なし	関係各課あたり 年1回以上
男女共同参画の視点に基づき開催した公民館講座の回数	生涯学習課 (公民館)	1回/年	2回/年
男女共同参画の視点に基づき開催した公民館講座の男性の参加人数	生涯学習課 (公民館)	6人	15人
子育て支援事業への父親の参加人数	子育て支援課	集計数値なし	10人
放課後子供教室	生涯学習課	—	3校で実施

基本目標3 安全・安心に暮らすための地域の環境づくり**主要課題（1）高齢者・障害者の自立支援**

全国の動向と同様に、本町においても年々高齢化が進行しており、平成13年には17.1%であった高齢化率が平成28年には32.0%にまで伸びています。また、女性の平均寿命は87.05歳、男性の平均寿命は80.79歳（平成27年・全国）と、女性は男性よりも約6年長生きすることになります。その分、高齢になるほど人口に占める女性の割合が高くなるため、高齢化問題と女性問題は深いかかわりがあるとみえます。

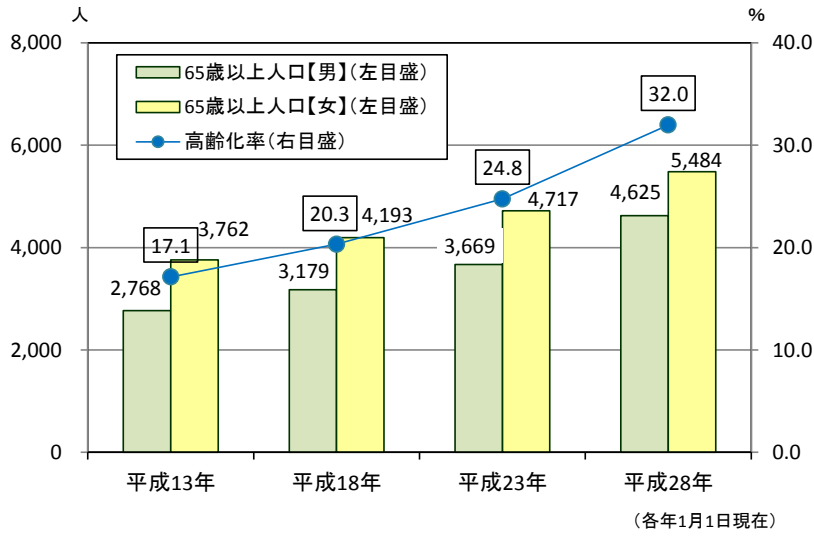
平成28年度の「住民意識調査」で老後の不安についてたずねると、過半数の人が健康や生活費に関する不安を抱えていました。おおむね、女性の場合には、経済的なことを悩みに思う人が多い一方で、男性は地域社会などにおける居場所づくりやコミュニケーションで悩む人が多いということが課題としてあげられます。

また、障害者を取り巻く環境の変化に目を向けると、障害者本人と介護者の高齢化、障害の多様化や重度化などさまざまな課題が浮き彫りになってきています。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、経済、健康、住環境、生きがいつくりなどさまざまな場面で支援体制を整備する必要があります。

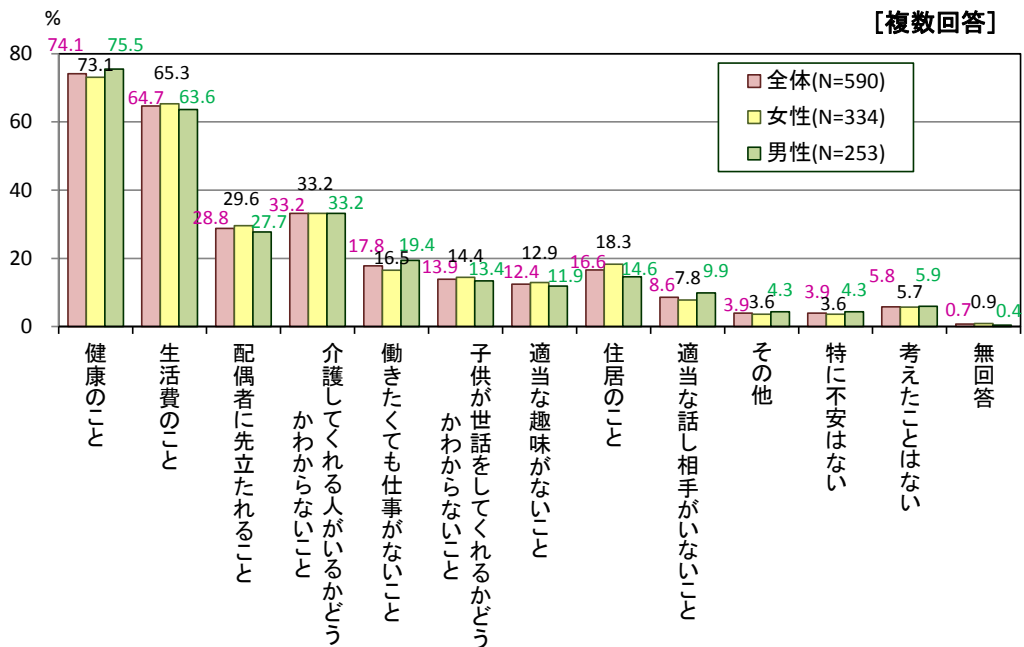
さらに、高齢者や障害者（児）が、自立して暮らしていくために、介護サービスや福祉サービス等による支援の充実を図る必要があります。「住民意識調査」による「自分自身が寝たきりになった場合、介護を頼みたい人」については、病院や施設、ホームヘルパー等の事業者に頼る人の割合が非常に高い結果となっていますが、家族や親族等を頼る人について見てみると、女性よりも男性の方が配偶者をあてにしていたり、息子よりは娘を介護者としてあげる人が多いなど、「介護は女性」という性別役割分担意識の影響が依然として強いことがうかがえます。こうした状況を変えるためにも、性別役割分担意識を解消する意識啓発（前掲19、33ページ）に加え、介護者を支援するための環境整備を推進します。

■ 65 歳以上人口と高齢化率の推移



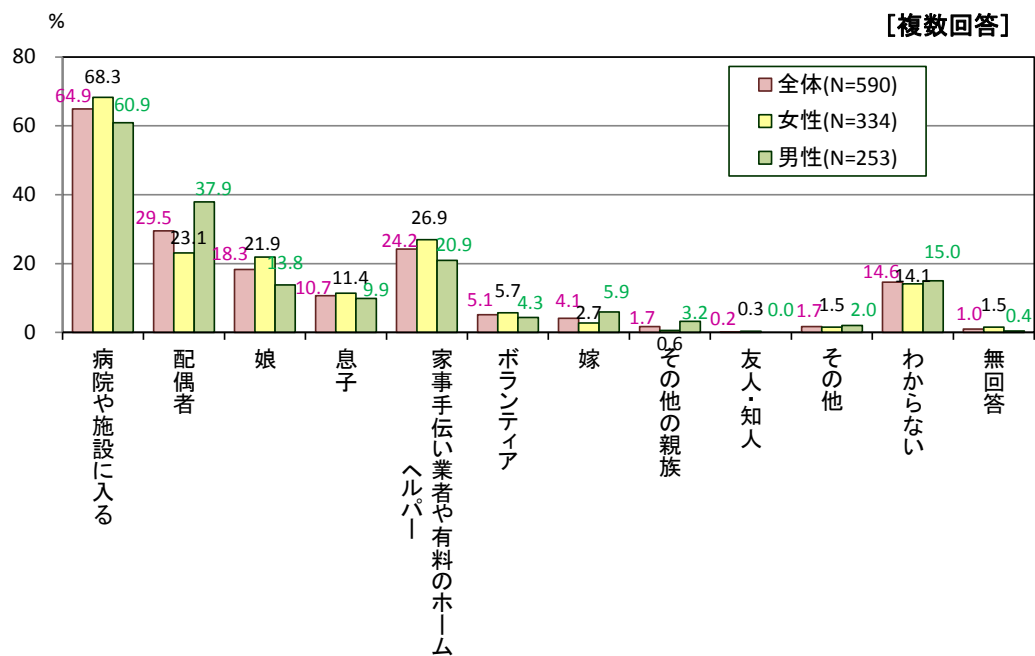
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査

■ 老後についての不安



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成 28 年度）

■ 介護を頼みたい人



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成 28 年度）

施策の方向① 高齢者・障害者の介護・福祉サービスの充実と自立支援

具体的施策名	事業内容	担当課
介護保険事業の推進	介護は社会全体で担うという認識をさらに浸透させるとともに、介護保険事業の適切な運営に努めます。 ■広報・パンフレット等を通じた情報提供	長生き支援課
地域包括ケアシステム（※）の構築	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供し、地域包括ケアシステムの確立を図ります。 ■医療と介護との連携 ■生活支援サービスの充実 ■認知症支援策の充実 ■高齢者に配慮した住環境の整備 ■地域包括支援センター（※）の強化	長生き支援課
障害者（児）に対するサービスの充実	障害者総合支援法に基づくホームヘルプなどの障害福祉サービス、訪問入浴サービス等の地域生活支援事業や生活サポート事業の実施など、障害者の自立を支えるサービスを提供します。	健康福祉課
相談・指導の充実	高齢者が安心して暮らせるよう関係機関の連携強化を図って相談活動を充実するとともに、町、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を強化します。また、障害者が地域で安心して、自立した生活を送れるように、幅広い情報提供及び相談体制の充実を図ります。	長生き支援課 健康福祉課

施策の方向② 高齢者・障害者の社会参画と生活安定の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
高齢者の就労促進	シルバー人材センターの会員拡大、事業拡大に取り組み、就労機会の充実を図ります。また、ハローワークと連携をとりながら、就職情報の提供を実施します。	長生き支援課 にぎわい創出課
生きがいつくりの推進	高齢者が住み慣れた地域で豊かな生活を過ごせるように、生涯学習活動や老人クラブ等活動などの生きがいつくりを支援します。 ■高齢者講座の開催 ■住民主体の通いの場づくりの支援	生涯学習課 （公民館） 長生き支援課

<p>障害者の社会参加の促進（新規）</p>	<p>職業訓練や就労に関する相談を受けた際には、障害者就労支援センター等関係機関と連携協力し、就労継続支援事業（※）や就労移行支援事業（※）などの自立や就労を支援するためのサービスの利用を促進します。</p> <p>また、特別支援教育（※）やキャリア教育（※）を充実し、社会的自立に向けた支援を推進します。</p>	<p>健康福祉課 学校教育課</p>
------------------------	---	------------------------

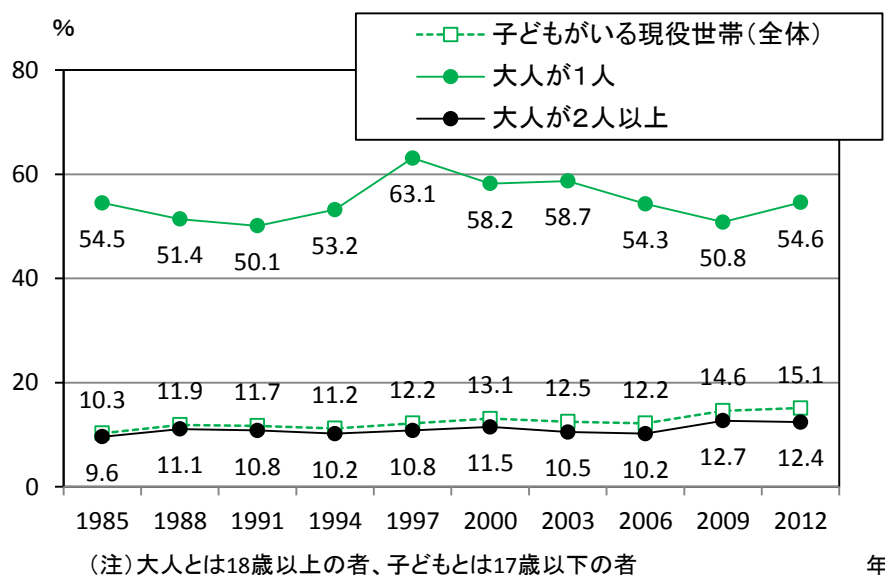
主要課題（2）援助を要する家庭への社会的支援の充実

厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、全体の相対的貧困率（※）は16.1%となっています。一方、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯（ひとり親家庭）の相対的貧困率は54.6%と、半数以上の世帯が貧困状態であるとされています。ひとり親家庭の大半が母子家庭である現状と照らし合わせると、この背景には、男女の賃金格差や雇用機会の格差等の問題が深くかかわっているとみられます。

また、父子家庭にも特有の悩みがあります。父子家庭では家事・育児と仕事の両立の問題が母子家庭以上に深刻である場合があります。いわゆる「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の影響で、職場等で理解が得られず、両立困難、収入減少等を招く可能性もあります。

そのほかにも、病気の家族がいる家庭や子育てに不安を感じる家庭、虐待に悩む家庭など、援助を必要とするさまざまな家庭があります。それぞれの家庭の状況に応じて、生活の安定と自立を支援するための取組が必要とされます。

■子どもがいる現役世帯の貧困率



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

施策の方向① 困窮する家庭への支援の充実

具体的施策名	事業内容	担当課
生活困窮者への支援の充実 (新規)	<p>低所得や失職、病気、DV被害、社会的孤立などさまざまな事情で生活に困っている人に対して、関係各機関と連携して、生活援護サービスや就労等の自立を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活困窮者自立支援制度の周知 ■アスポート相談支援センター(※)との連携 	健康福祉課
児童保護の充実	<p>家庭環境に恵まれない児童を養育するため、県が行う里親制度の普及を図るとともに、児童保護の必要な家庭の児童の処遇改善を進めます。</p>	子育て支援課
ひとり親家庭への支援	<p>ひとり親家庭の児童の健全育成のため、相談や援助体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭等医療費の支給 ■児童扶養手当・母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の周知・受付 ■関係機関と連携した相談の実施 	子育て支援課 学校教育課
子どもの貧困化対策の推進 (新規)	<p>「小川町子どもの貧困対策推進計画」に基づき、支援を必要とする児童及び保護者に対して、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等を実施し、貧困化の連鎖を防ぐための取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学習教室支援の拡充 ■子ども食堂(※)の拡充 	子育て支援課

主要課題（3）防災体制における男女共同参画の推進

近年、地震や水害等、大きな被害をもたらす災害が各地で発生し、防災・減災に対する関心が高まっています。特に注目されているのは、避難所やその後の復興の過程において女性の視点を盛り込むことの必要性です。

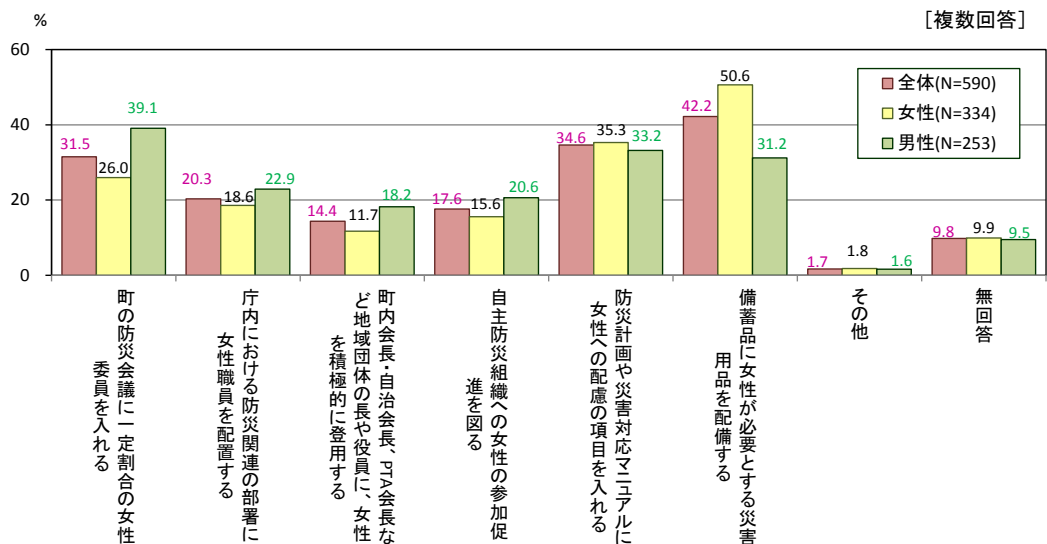
平成28年度の「住民意識調査」によると、防災における男女共同参画推進のために必要なことについては、約半数の女性が「備蓄品に女性が必要とする災害用品を配備する」ことをあげています。

また、避難所においては、トイレやプライバシー保護の問題、救援物資の問題等、女性への配慮が必要な事項が数多くあります。また、被災によってストレス度が高まるため、性被害やDV等女性への暴力が多発する危険性も指摘されています。

避難所運営の責任者は男性である割合が高いため、女性に配慮した被災者支援のためには、女性も避難所運営に参画する必要があります。

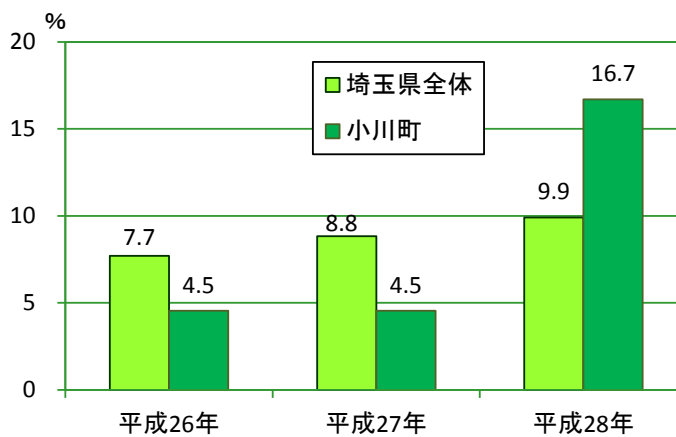
さらに、突然起こる大災害に対応するために、防災計画やマニュアル等であらかじめ備えておくことは重要です。その際に、男性だけではなく女性も参画することによって、女性への配慮の視点を盛り込むことが可能になると考えられます。

■防災における男女共同参画推進のために必要なこと



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

■防災会議委員に占める女性委員の割合



(各年4月1日現在)

資料: 埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

施策の方向① 防災組織等における女性の参画の促進

具体的施策名	事業内容	担当課
防災会議等における女性委員の配置 (新規)	防災会議等、災害関連の会議や審議会において女性の委員を任用し、防災・災害避難・復興時における男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を行います。	防災地域支援課
自主防災組織における女性の参画の促進 (新規)	地域における自主防災組織への女性の参画を促進するため、関係団体へ働きかけるなど、気運の醸成に努めます。	防災地域支援課
消防団における女性団員の活躍促進 (新規)	消防団における女性団員の知識・技術の向上及び活躍の場の拡大を図ります。	防災地域支援課

施策の方向② 災害時避難所運営における男女共同参画の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
女性に配慮した避難所運営体制の整備 (新規)	災害に備え、女性に配慮した物資の備蓄を強化します。また、災害時においては、女性が抱えるさまざまな問題に対応するため、指定避難所に女性相談窓口を設けます。	防災地域支援課
災害時における女性への配慮の啓発 (新規)	災害時において、行政区や自治会等、自主防災の主体となる組織を通じて、女性への配慮の意識啓発を推進します。	防災地域支援課 総務課

主要課題（4）多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

男女共同参画社会基本法では、基本理念の一つに国際的協調が掲げられています。男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を推進していくには、国連の動きなどの国際的な潮流を理解することは非常に重要です。

たとえば、国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」をわが国が昭和 60（1985）年に批准した際には、男女雇用機会均等法の制定等の措置がとられました。また、同条約に基づいて、わが国における条約実施状況を定期的に国連に報告することとされており、時には国連の女子差別撤廃委員会から改善に向けた勧告を受けることもあります。

このように、国連等の動向と国内の男女共同参画社会実現に向けた取組は密接に関わりあっているため、国際的な潮流についての情報や学習機会の提供を推進し、国際理解の促進に努めます。

また、国際化の進展にともない、日本に在住する外国人も年々増加傾向にあります。しかし、言語や生活習慣の違いから、就労したり地域社会で生活したりするうえでの困難を抱える人も少なくありません。さらに、配偶者等から暴力を受けたり、失業等で経済的に困窮するなどといった場合に、日本人以上に厳しい状況に直面する恐れがあります。

外国人が安心して暮らせるには、地域社会に溶け込み、子供の教育や就労、日常生活などが円滑に進むように配慮される必要があります。そのため、外国人にもわかりやすい地域や生活の情報を発信し、日頃から地域住民との交流機会を増やして相互理解を深める取組を行うなど、外国人が地域社会で安心して暮らしていける環境整備を推進します。

施策の方向① 男女共同参画に関する国際的な動きへの理解の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供（新規）	男女共同参画に関する国際社会の動向についての情報を収集し、誰もが理解しやすい形で広報することにより、理解の促進に努めます。	総務課
国際化の進展に対応した教育の推進（新規）	町内の各小・中学校にALT（※）を派遣し、英語のコミュニケーション能力の育成を図るとともに、外国語活動等の授業で外国の生活文化を紹介するなど、国際理解教育の充実を図ります。	学校教育課

施策の方向② 外国人も安心して暮らせる環境整備の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
多言語による生活情報の提供と相談体制の整備（新規）	生活情報等の提供に当たり、多言語による情報提供に努めるとともに、県や関係機関と連携し、外国人が気軽に相談できる体制を整備します。	防災地域支援課 関係各課
日本語教室による学習支援（新規）	地域のボランティアによる日本語教室の実施を推進し、町内に在住する外国人が日常生活に必要な日本語を習得する機会を提供します。	防災地域支援課
地域住民との交流活動の推進（新規）	地域住民と町内在住の外国人との交流会や、外国の生活文化についての講座を開催するなど、国際交流に取り組みます。	防災地域支援課 生涯学習課 (公民館)

基本目標4 あらゆる暴力の根絶

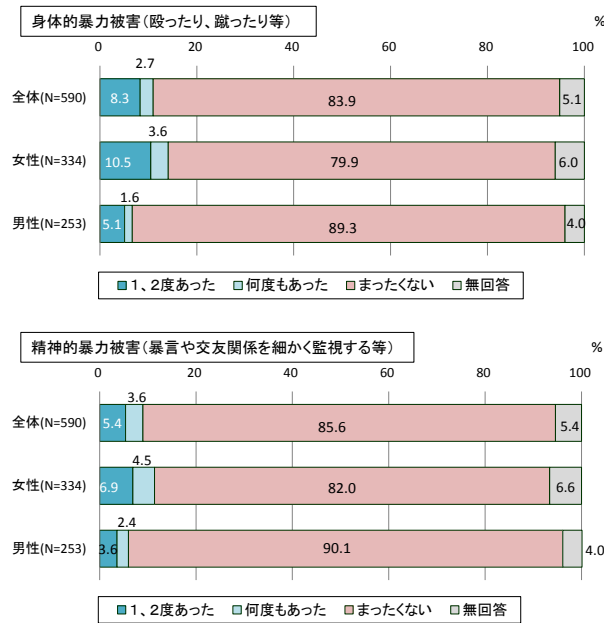
主要課題（1）男女間における暴力防止の環境づくり

配偶者など身近な人による暴力（いわゆるDV）には、殴ったり蹴ったり物を投げつけたりする“身体的暴力”、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視したりする“精神的暴力”、性的行為の強要をする“性的暴力”、生活費を渡さなかったり仕事を無理やり辞めさせたりする“経済的暴力”があります。いずれも、相手の人権を軽んじておとしめ、自分の支配下に置くことに執着するゆがんだ考え方が根底にあります。親密な関係にある者同士の間で起こることから、DVは潜在化しがちであり、被害者もさまざまな理由から相談できないことも少なくありません。最近では、配偶者間でなくても、若年層の恋人間における暴力、いわゆるデートDVの問題もクローズアップされており、若い世代へのDV防止に関する啓発も必要な課題となっています。

また、女性に対する暴力には、職場等におけるハラスメントや、つきまとい行為（ストーカー）、元交際相手の性的写真や画像をばらまくリベンジポルノ（※）等があります。近年では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（※）の普及等もあって、被害の形も多様化しています。

このような暴力は明らかに犯罪であり、重大な人権侵害です。時には、被害者の生命や家族、社会的関係までを奪いかねない深刻な状況に発展することも少なくありません。しかしながら、被害者と加害者が夫婦や元交際相手、同じ職場の同僚であるなど近い関係が多いことから、こうした行為が被害者の人権を踏みこむ犯罪であると認識されにくいという実態も見受けられます。暴力を根絶するためには、被害の発生を絶対に許さないという共通認識を社会全体に広める啓発活動の継続が重要です。

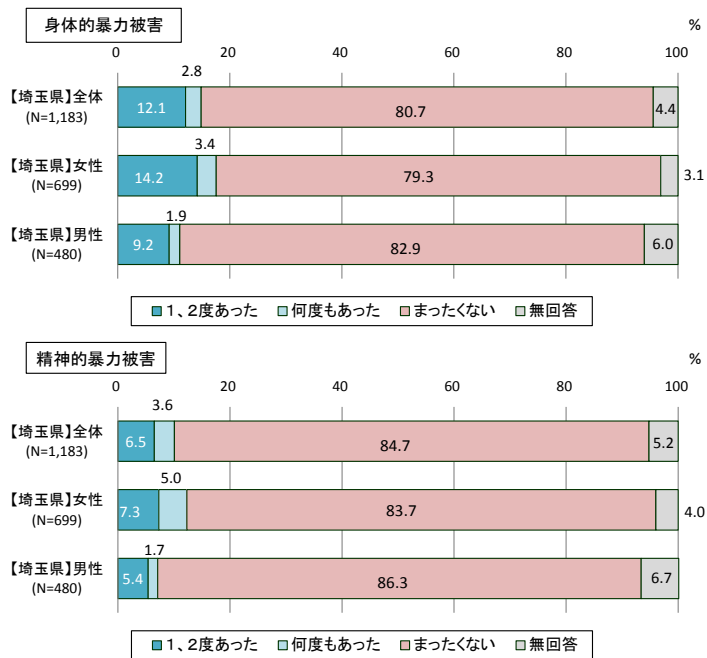
■DV被害の実態



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

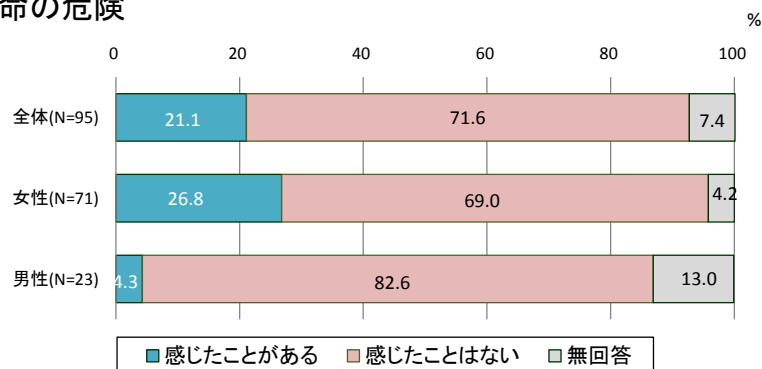
参考：埼玉県「平成27年度男女共同参画に関する意識実態調査」（平成28年1月）

○参考として、埼玉県の「平成27年度男女共同参画に関する意識実態調査」における類似項目の結果を掲載します。ただし、小川町調査では「配偶者等（事実婚含む）、婚約者、恋人」からの被害としていますが、埼玉県調査では「配偶者等」からの被害としています。



資料：埼玉県「平成27年度男女共同参画に関する意識実態調査」結果からグラフ作成

■DVによる命の危険



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

施策の方向① 男女間の暴力防止のための啓発の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
DV防止のための意識啓発	DVは重大な人権侵害であるという認識が世代を問わず共有されるよう、DV防止のための意識づくりやDVにあたる暴力の周知を図ります。 ■広報やリーフレット等の活用	防災地域支援課
デートDV防止のための意識啓発 (新規)	デートDV防止のための意識づくりやDVにあたる暴力の周知を図ります。 ■広報やリーフレット等の活用 ■児童・生徒に対する意識啓発と情報提供	防災地域支援課 学校教育課
ストーカー規制法 (※)等の普及啓発 (新規)	ストーカー行為を防止するため、ストーカー規制法やストーカー行為に係る知識の普及啓発に努めます。	防災地域支援課
セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発	職場・地域におけるセクシュアル・ハラスメントや性差に基づくパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための意識啓発を進めます。 ■商工会との連携 ■広報やリーフレット等の活用	にぎわい創出課 総務課

●●●●● 数値目標 ●●●●●

指標名	担当課	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度 末)
夫や妻、婚約者、恋人など、親密な 関係の相手から 5 年以内に暴力を 受けたことがある人の割合 【住民意識調査】 夫や妻、婚約者、恋人など、親密な 関係の相手から 5 年以内に暴力を受 けたことがあると答える人の割合	防災地域支援課	身体的暴力 ⇒ 2.5 % 精神的暴力 ⇒ 4.9 %	0 %

主要課題（２）被害者支援の充実

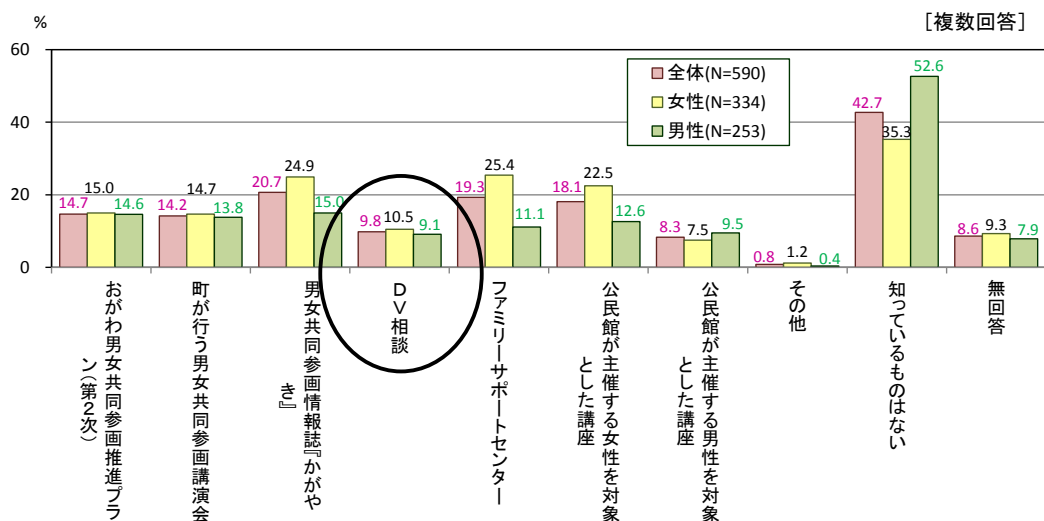
DV被害者を救済するためには、まずは被害者が周囲の人や行政の相談窓口等に相談できる環境にあることが必要です。しかし、平成28年度「住民意識調査」によると、町が取り組んでいるDV相談の認知度は約1割にとどまっており、広く知られているとは言い難い状況にあります。

また、DV被害者は加害者から交友関係を細かく監視されたり、仕事を無理やり辞めさせられたりするなど、社会的関係を断絶されている人も多く、相談にまでたどりつくのが困難な場合もあります。実際に、DV被害者のうち誰かに相談した人は約3割にとどまっています。なるべく多くの被害者が相談できる環境を整えるために、DV相談の認知度を高める取組や多様な機関との連携体制を充実させる必要があります。

さらに、DV被害者が安全を確保され、自立した生活を送れるようになるには、さまざまな支援が必要となります。多くのDV被害者は、経済的困難や住居の問題、仕事の確保など複数の問題を抱えています。また、DVに加えて児童虐待や病気などの問題が重複することも少なくないことから、多層的な支援が必要となります。

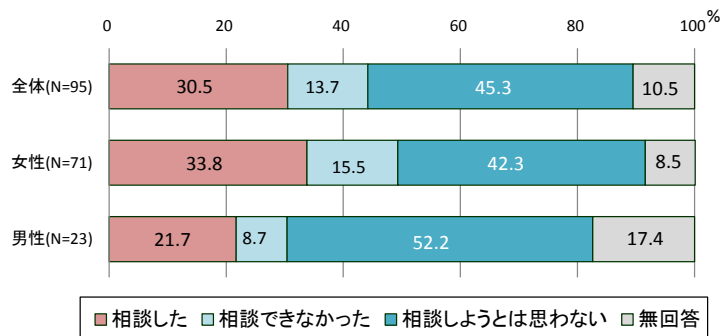
町では庁内の関係各課をはじめ、国・県・民間の関係機関や団体等とも連携し、一人一人の被害者の安全確保と支援の充実に取り組めます。

■町の男女共同参画関連事業の認知度



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

■ DV被害に関する相談の有無



資料：おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査（平成28年度）

施策の方向① 相談・支援体制の充実と被害者の安全確保

具体的施策名	事業内容	担当課
関係機関との連携の強化	DV被害者に適切な保護及び支援ができるよう、関係機関との連携の強化を図ります。	防災地域支援課
庁内連携の強化	情報交換等を目的とした庁内DV対策連携会議を開催し、連携体制・ネットワークの強化に努めます。	防災地域支援課
町役場でのさまざまな手続きの支援 (新規)	被害者が自立するにあたり、必要な手続きについてワンストップで行えるよう支援します。	防災地域支援課
DV相談に携わる職員の資質の向上と健康への配慮 (新規)	県等が主催する研修に参加することにより、担当職員の知識や技術の向上を図り、DV被害者への適切な対応と二次被害（※）防止に努めます。 それと同時に、相談内容の多様化に伴い、被害者支援に求められる内容も複雑化していることから、相談担当職員の二次受傷（※）の防止等、健康への配慮に努めます。	防災地域支援課 関係各課
複合的な困難を抱えた女性等への配慮 (新規)	DV被害者の中には、高齢者、障害者、外国人、LGBT等であることに加え、更に女性であることで複合的に困難な状況に置かれる場合があることを踏まえ、きめ細かい支援に努めます。	防災地域支援課 長生き支援課 健康福祉課 総務課
子どもに対する支援 (新規)	被害者に同伴する子どもの就学等に速やかに対応するとともに、スクールソーシャルワーカー（※）等と連携して、子どもの心のケアを行います。	学校教育課 子育て支援課
DV被害者とその子どもの安全確保	DV被害者とその子どもの安全を第一に考え、婦人相談センター（※）等での一時保護が実施されるまでの間、民間宿泊施設での緊急保護を行います。	防災地域支援課

 数値目標 

指標名	担当課	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度 末)
町で実施しているDV相談の認知度 【住民意識調査】 町の男女共同参画関連事業のうち 『DV相談』を知っていると答える人の割合	防災地域支援課	9.8%	30%

基本目標5 生涯にわたる健康支援

主要課題（1）女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

妊娠・出産をする女性には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという、いつ妊娠・出産をするか、どのように産むかという妊娠・出産に関する自己決定権と、安全な妊娠・出産をするための環境を確保できる権利、すなわち性と生殖に関する健康と権利が保障されていなければなりません。

妊娠・出産を取り巻く状況を見ると、男女ともに晩婚化が進んでおり、平成26年の小川町における平均初婚年齢は、夫 32.6 歳、妻 30.1 歳となっています。晩婚化にともない、第一子出産時の年齢も上がっており、安全な妊娠・出産のために注意を要する高齢出産が増えています。また、年齢が上がるにしたがって妊娠しにくくなることから、不妊に悩む人も増えています。

さらに、核家族化や地域社会との関係希薄化によって妊産婦が周囲からの支援を受ける機会が減少しているため、妊娠不安や産後うつになる人も少なくありません。こうした精神不安が、時には児童虐待につながることもあるため、できるだけ多くの支援が必要とされます。

そのためには、妊娠・出産に関する正確な知識を女性自身だけではなく男性及び職場、地域社会なども含めて社会全般で共有し、女性の安全な妊娠・出産を支える環境づくりが必要となります。

また、行政の立場からは、安全な妊娠・出産を支援する体制の整備と妊娠・出産・子育てを通じての正確な情報提供と相談できる体制づくりを推進する必要があります。

さらに、性と生殖に関する健康づくりの支援の観点から、性感染症予防の知識に関する情報提供、性の尊厳に関することも含めて、幅広い世代に向けて適切な啓発活動を実施します。

■小川町の男女別平均婚姻年齢の推移

(単位：歳)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
男性（初婚）	28.6	30.1	30.8	31.5	31.3	29.8	31.1	30.3	30.7	32.6
女性（初婚）	28.4	27.8	27.8	28.9	28.6	27.9	28.7	28.0	30.1	30.1

資料：埼玉県「保健統計年報」

施策の方向① 妊娠及び出産に関する健康支援の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
女性の健康に関する意識啓発の充実	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、女性が主体的に自己の健康管理を行うことができるよう、健康に関する啓発を推進します。 ■健康、栄養に関する知識、技術の普及啓発事業	健康福祉課
母子の健康維持のための各種事業	妊産婦や乳幼児の心身の健康維持のため、育児相談や総合的な健康診査の実施、保健師・管理栄養士等による家庭訪問などを行い、疾病や異常の予防、早期発見と個々の問題への適切な指導・措置に努めます。 ■相談指導事業 ■家庭訪問指導事業 ■健康診査事業	健康福祉課

施策の方向② HIV/エイズ及び性感染症対策の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
検査・相談体制の充実	HIV/エイズ及び性感染症の予防のため、保健所・医療機関等と連携・協力しながら検査・相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
情報提供と防止のための啓発推進	町民が HIV/エイズ及び性感染症についての正しい知識を持ち、患者・感染者に対しても正しい理解に基づいた対応ができるように啓発活動を行います。また、母子感染を防止するため、妊娠・出産期の女性だけでなく男性も含めて啓発します。	健康福祉課

主要課題（2）生涯を通じた健康の維持・増進

職場や家庭生活、地域生活などさまざまな場において町民一人一人がその能力や個性を活かしながら活躍し、男女共同参画社会を実現するためには、男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し、ともに心と身体の健康管理を行い、生涯にわたり健康であることが大切です。

女性の身体は妊娠・出産をする可能性があるため、思春期から更年期、さらに老後に至るまで、男性とは異なる変化がおとずれます。

しかしながら、厚生労働省の「国民健康・栄養調査」によると、男性と比較して女性の健康診断の受診率が低く、特に30代女性の受診率は同じ30代男性の約2分の1になっています。原因としては、仕事や家事・育児等に忙しい年代であることや、健康保険における被扶養者にあたる人が多く受診勧奨が届きにくいといった理由が考えられます。こうした実態も踏まえたうえで、女性の身体の特徴に配慮した健康支援への取組が必要となります。

また、思春期、周産期、更年期など、ライフステージに応じた健康づくり支援が必要です。

生涯を通じて健康でいるために、男女の性差や年齢に配慮した健康づくりへの意識啓発やスポーツ・レクリエーション等の活動支援、健康診査・がん検診等を通じて、町民一人一人の健康維持を支援します。

■女性のがん検診の受診者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
子宮頸がん*	640	617	598	706	518
乳がん	349	344	396	326	364

* 妊婦健診における子宮頸がん検診を含む（10代は除く）


資料：小川町健康福祉課

施策の方向① 生涯を通じた健康の維持・増進

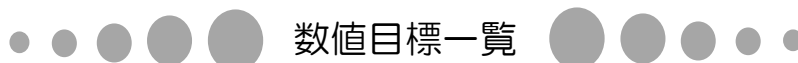
具体的施策名	事業内容	担当課
健康づくり事業の推進	生活習慣病の予防をはじめ、ライフステージに応じた健康の維持・増進を図るため、保健師・管理栄養士等による健康相談や生活指導の充実と相談・指導体制の整備に努めます。 ■健康診査事業 ■健康啓発事業	健康福祉課
女性の受診しやすい体制づくりの推進	がんや生活習慣病の早期発見・早期治療のために、健康意識の普及と女性が受診しやすい体制づくりを進めます。 ■子宮頸がん検診 ■乳がん検診 ■30歳代健康診査	健康福祉課
住民との協働による健康づくりの促進	誰もが生涯にわたって健康でいられるよう、地域住民を主体とする健康維持活動と連携を図り、町民の健康づくりを推進します。 ■ほほほ隊の普及支援 ■ウォーキング推進事業の実施	健康福祉課 生涯学習課
スポーツ・レクリエーションによる健康づくりの推進	誰もが気軽に参加できるスポーツ教室等を実施し、健康で生きがいをもって暮らせる社会づくりを推進します。	生涯学習課

施策の方向② 思春期の児童生徒への健康教育の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の実施	中学校家庭科の「家庭生活」や「保育」などの実践的・体験的学習及び保健体育において、児童生徒の発達段階に応じた適切な性と生殖に関する教育を進めます。	学校教育課
児童生徒に対する啓発・教育の推進	児童生徒の発達段階に応じて、心の健康や性教育、HIV/エイズ教育、喫煙・飲酒・薬物乱用の危険性などについての健康教育を進めます。	学校教育課

 数値目標

指標名	担当課	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度 末)
子宮頸がん検診の受診率 (女性のがん検診)	健康福祉課	10.5%	19%
乳がん検診の受診率 (女性のがん検診)	健康福祉課	9.7%	17%


 数値目標一覧

※本欄は基本目標1～5までの数値目標を一覧にして再掲したものです。

基本目標	施策の方向	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度末)
1	(1) - ② 男女共同参画に関する 広報・啓発の充実	固定的な性別役割分担に同感しない 人の割合 【住民意識調査】 『男は仕事、女は家庭』という考え方に ついて「そうは思わない」と答える方の 割合	61.2%	70%
2	(1) - ① まちづくりへの女性の 参画の推進	審議会等における女性委員の割合	26.1%	30%
		女性の意見や考え方が町の政策に反 映されていると答える人の割合 【住民意識調査】 反映されている+ある程度反映されて いる	28.8%	50%
	(1) - ② 地域・団体・企業など における男女共同参画 の推進	各行政区の女性役員の数	5.7% (488人中 28人)	10%
	(2) - ① 働く場における男女平 等の推進	職場の中で男女の地位が平等である と感じている人の割合 【住民意識調査】 男女平等感『職場の中で』について、「平 等」と答える人の割合	16.3%	40%
(2)、(3) 全体	「理想の働き方」と「現実の働き方」 が一致している女性の割合 【住民意識調査】 「理想の働き方」と「現実の働き方」が 一致している女性の割合 (クロス集計)	29.5%	50%	

2	(3) - ① 育児休業・介護休業を 取りやすい環境の整備	男性の育児休業制度利用に関する意識 【住民意識調査】 男性が育児休業制度を利用することについて、「男性も利用すべき」と答える人の割合	51.2%	70%
	(3) - ② 男性の家事・育児・介護参加の促進	ワーク・ライフ・バランスの認知度 【住民意識調査】 男女共同参画に関する言葉について、『ワーク・ライフ・バランス』の「内容を知っている」と答える人の割合	23.9%	50%
	(3) - ② 男性の家事・育児・介護参加の促進	男性の家事・育児・介護参加の機運づくりのための広報回数	集計数値なし	関係各課あたり 年2回以上
		男性がともに家事・育児・介護を担うための講座の開催数	集計数値なし	関係各課あたり 年1回以上
		男女共同参画の視点に基づき開催した公民館講座の回数	1回/年	2回/年
		男女共同参画の視点に基づき開催した公民館講座の男性の参加人数	6人	15人
		子育て支援事業への父親の参加人数	集計数値なし	10人
(3) - ③ 子育てをしやすいまちづくり	放課後子供教室	—	3校で実施	
4	(1) - ① 男女間の暴力防止のための啓発の推進	夫や妻、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から5年以内に暴力を受けたことがある人の割合 【住民意識調査】 夫や妻、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から5年以内に暴力を受けたことがあると答える人の割合	身体的暴力 ⇒2.5% 精神的暴力 ⇒4.9%	0%

4	(2) - ① 相談・支援体制の充実 と被害者の安全確保	町で実施しているDV相談の認知度 【住民意識調査】 町の男女共同参画関連事業のうち『DV 相談』を知っていると答える人の割合	9.8%	30%
5	(2) - ① 生涯を通じた健康の維持・増進	子宮頸がん検診の受診率 (女性のがん検診)	10.5%	19%
		乳がん検診の受診率 (女性のがん検診)	9.7%	17%